

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第86号

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|--|---|---------|
| 別表第1（第2条、第5条関係） 1 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。） | | 別表第1（第2条、第5条関係） 1 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号。 <u>以下「法」という。</u> ）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。） | |
| 公共的施設 | 特定公共的施設 | 公共的施設 | 特定公共的施設 |
| 略 | | 略 | |
| 7 社会福祉施設その他これに類する施設のうち次に掲げるもの (1) 略 (2) <u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設</u> (3) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設</u> (4) <u>障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることがで</u> | 7 社会福祉施設その他これに類する施設のうち次に掲げるもの (1) 略 (2) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設</u> (3) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第</u> | すべてのもの | |

| | | | |
|---|---------------|---|---------------|
| <p>きることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) <u>障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第24条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）第6条第4項に規定する老人保健施設であって介護保険法施行法第8条第1項の規定によりその開設者が介護保険法第94条第1項の開設の許可を受けた者とみなされたものを含む。）</u></p> <p>(13) <u>障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害者福祉サービス（生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助に限る。）を行う事業所、同条第12項に規定する障害者支援施設、同条第21項に規定する地域活動支援センター及び同条第22項に規定する福祉ホーム</u></p> | | <p><u>1項に規定する精神障害者社会復帰施設</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条に規定する知的障害者援護施設</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) <u>老人保健法（昭和57年法律第80号）第6条第4項に規定する老人保健施設</u></p> | |
| <p>略</p> <p>15 金融機関等の営業又は事務の用に供する施設のうちに掲げるもの（以下「金融機関等」という。）</p> <p>(1)及び(2) 略</p> | <p>すべてのもの</p> | <p>略</p> <p>15 金融機関等の営業又は事務の用に供する施設のうちに掲げるもの（以下「金融機関等」という。）</p> <p>(1)及び(2) 略</p> | <p>すべてのもの</p> |

| | |
|---|--------|
| (3) <u>金融商品取引法</u> (昭和23年法律第25号) 第2条第9項に規定する <u>金融商品取引業者</u> の本店その他の営業所 (4)~(9) 略 | |
| 16 公益事業の用に供する施設のうち次に掲げるもの (1)及び(2) 略 (3) <u>電気通信事業法</u> (昭和59年法律第86号) 第120条第1項に規定する <u>認定電気通信事業者</u> が同項に規定する <u>認定電気通信事業</u> の用に供する事務所 | すべてのもの |
| 略 | |

2~4 略

別表第2 (第3条関係)

1 建築物

| 項目 | 技術的細目 |
|----------------------------------|--|
| 略 | |
| 2 廊下その他 これに類するもの(以下「廊下等」という。) | (1)及び(2) 略 (3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から不特定かつ多数の者が利用する室の1の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4の項(2)に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。 ア及びイ 略 ウ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機(特殊な構造又は使用形態のエレベーターで建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第2項第1号の規定 |

| | |
|--|--------|
| (3) <u>証券取引法</u> (昭和23年法律第25号) 第2条第9項に規定する <u>証券会社</u> の本店その他の営業所 (4)~(9) 略 | |
| 16 公益事業の用に供する施設のうち次に掲げるもの (1)及び(2) 略 (3) <u>電気通信事業法</u> (昭和59年法律第86号) 第6条第2項に規定する第1種 <u>電気通信事業</u> の用に供する事務所 | すべてのもの |
| 略 | |

2~4 略

別表第2 (第3条関係)

1 建築物

| 項目 | 技術的細目 |
|----------------------------------|--|
| 略 | |
| 2 廊下その他 これに類するもの(以下「廊下等」という。) | (1)及び(2) 略 (3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から不特定かつ多数の者が利用する室の1の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4の項(2)に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。 ア及びイ 略 ウ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機(特殊な構造又は使用形態のエレベーターで建築基準法施行令第129条の3第2項第1号の規定により国土交通大臣が定め |

| | |
|--|--|
| | <p>により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの（昇降行程が2.5メートル以下の昇降機又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降する昇降機で、かごの定格速度が15メートル以下で、かつ、その床面積が2.25平方メートル以下のものに限る。）で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を設けること。</p> <p>工 略 (4)及び(5) 略</p> |
|--|--|

| | |
|--|--|
| | <p>た構造方法を用いるもの（昇降行程が2.5メートル以下の昇降機又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降する昇降機で、かごの定格速度が15メートル以下で、かつ、その床面積が2.25平方メートル以下のものに限る。）で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を設けること。</p> <p>工 略 (4)及び(5) 略</p> |
|--|--|

| | |
|----------|--|
| 略 | |
| 10 敷地内通路 | <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地の接する道若しくは空地（<u>建築基準法</u>第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下「道等」という。）又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p> <p>ア及びイ 略 (5)及び(6) 略</p> |
| 略 | |

| | |
|----------|--|
| 略 | |
| 10 敷地内通路 | <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地の接する道若しくは空地（<u>法</u>第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下「道等」という。）又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p> <p>ア及びイ 略 (5)及び(6) 略</p> |
| 略 | |

2～4 略

別表第4（第9条関係）

1 略

2 略

3 略

2～4 略

別表第4（第9条関係）

1 略

2 日本郵政公社

3 略

4 略

4 略

5 略

6 略

5 略

6 略

7 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年9月30日から施行する。ただし、別表第4の改正は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害者福祉サービス（生活介護、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を行う事業所又は同条第21項に規定する地域活動支援センターであって、小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第15条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）から移行したものについては、当分の間、改正後の鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則別表第1の1の7の項(13)の規定を適用せず、なお従前の例による。